

# くまがや

Kumagaya City public relations magazine

市報

11月

Vol.86 2012



## 秋の風を肌で感じて

10月14日、熊谷スポーツ文化公園で埼玉サイクリングフェスティバル2012が開催されました。コース上の名所やご当地グルメを堪能し、秋の心地よい風の中、サイクリングを楽しみました。

## Contents

### 特集

- |   |                         |    |        |    |                      |    |                        |
|---|-------------------------|----|--------|----|----------------------|----|------------------------|
| 2 | お知らせします。平成23年度決算        | 10 | 市政情報   | 21 | いきいき元気<br>みんなの健康     | 30 | フォトニュース・<br>市報クイズ      |
| 4 | 平成23年度決算<br>健全化判断比率等の公表 | 16 | くらしの情報 | 24 | 文化施設情報               | 32 | 情熱世代・<br>ラグビーワールドカップ特集 |
| 7 | 市政ワイド                   | 20 | くらしの相談 | 28 | 11月は埼玉県地産<br>地消月間です！ |    |                        |

皆さんから納めていただいた税金や国、県の補助金などがどのように使われたのか。平成23年度決算の概要をお知らせします。

一般会計では、平成23年度の歳入は前年度と比べて4.8%増加しました。これは、主に地方交付税や国庫支出金などの増加によるものです。

一方、歳出は前年度と比べて5.0%増加しました。民生費、総務費、教育費の増加などが要因です。

市税収入は全体ではわずかに増加しているものの、長引く経済不況の影響で個人市民税は前年度より減少しているなど、大幅な税収の増加はまだ期待できない状況です。

必要な市民サービスを充実するために、限られた財源の効率的、効果的な執行を心がけ、既存事業の見直しなど一層の経費削減に取り組み、今後も健全な財政運営に努めます。

◆財政課 241

歳出 (一般会計)

の主な事業を紹介します ー主要なお金の使いみちー

民生費

- ・子ども手当支給事業 35億 8,396万円
- ・生活保護事業 35億 6,777万円
- ・保育所管理運営経費 23億 2,860万円
- ・障害者自立支援給付事業 18億 4,155万円
- ・こども医療費給付事業 6億 9,275万円

このほか、地域子育て支援拠点事業、放課後児童対策事業、東日本大震災被災者支援事業、安全なまち推進事業などを行いました。

総務費

- ・熊谷市議会議員一般選挙事業 8,560万円
- ・総合交通体系整備促進事業 6,354万円
- ・「緊急雇用対策」納税コールセンター運営事業 1,283万円
- ・「暑さ対策」熱中症予防グッズ配布事業 1,260万円

このほか、「暑さ対策」涼しさ体感アート事業などの暑さ対策事業、第95回日本陸上競技選手権大会事業、本庁舎耐震化事業（耐震診断調査）などを行いました。



直実号



熱中症予防グッズ

教育費

- ・小学校エアコン整備事業 8億 6,214万円
- ・中条中学校屋内運動場建築事業 4億 1,801万円
- ・吉岡中学校屋内運動場建築事業 3億 9,085万円
- ・熊谷東小学校屋内運動場建築事業 3億 2,655万円
- ・情報教育推進事業 1億 7,262万円

このほか、学力向上対策推進事業、グリーンニューティール公民館 LED 照明灯導入事業などを行いました。



小学校に整備されたエアコン

土木費

- ・幹線第3号線道路改良事業 1億 5,760万円
- ・第2北大通線道路改良事業 1億 3,563万円
- ・安心安全道路ネットワーク整備事業 8,016万円
- ・交通安全対策事業 5,617万円
- ・熊谷さくら運動公園庭球場人工芝生新設事業 5,386万円

このほか、都市公園安全・安心対策事業やあつぱれ・扇げ・熊谷100年の森づくり事業などを行うとともに、下水道事業や土地区画整理事業への繰出しを行いました。



熊谷さくら運動公園庭球場



第2北大通線

衛生費

- ・予防接種事業 3億 4,028万円
- ・子宮頸がん等ワクチン予防接種費用助成事業 2億 9,243万円
- ・健康増進事業 2億 916万円
- ・ムサシトミヨ生息区域保全集中転換促進事業 7,001万円
- ・あつぱれ・天晴・新エネ・省エネ機器普及推進事業 2,916万円

このほか、グリーンニューティール太陽光発電等導入事業、「暑さ対策」まちなかオアシス事業、女性特有のがん検診推進事業などを行いました。



ムサシトミヨが生息する元荒川

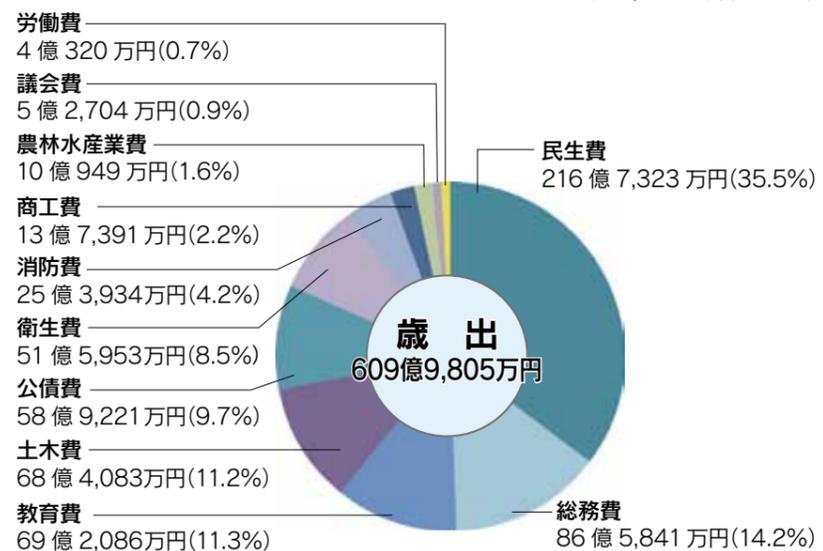
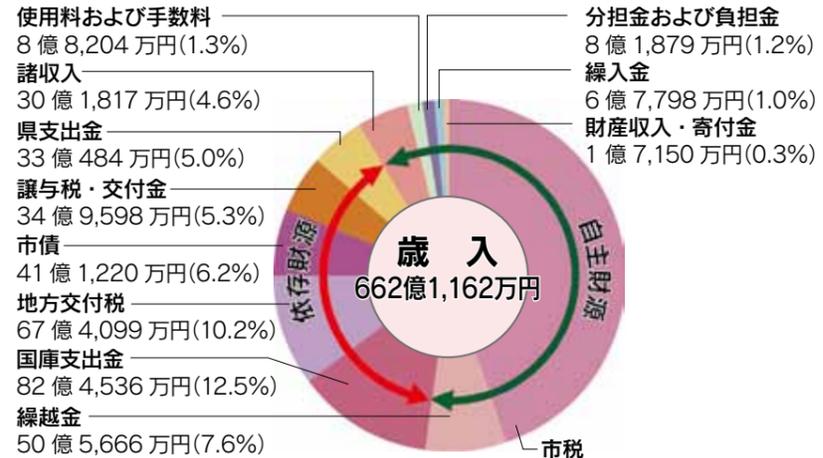
商工費

- ・プレミアム付き商品券発行事業 1億 1,546万円
- ・企業誘致推進事業 9,891万円
- ・観光行事推進事業 5,550万円
- ・「緊急雇用対策」熊谷駅観光案内業務実施事業 369万円
- ・熊谷B級グルメ大会実施事業 322万円

このほか、市民協働「熊谷の力」妻沼聖天山観光案内事業、星川あおぞら市事業、熊谷ブランド物産事業などを行いました。

一般会計の内訳

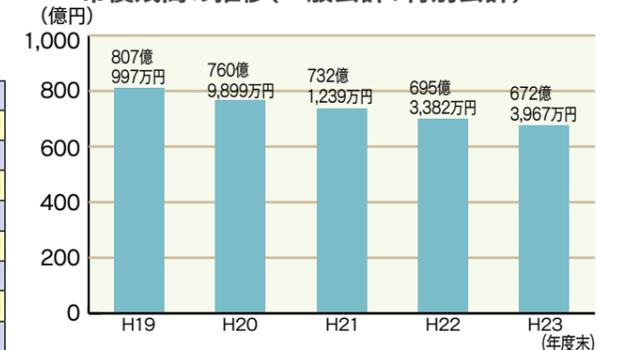
一般会計	決算額
歳入①	662億 1,162万円
歳出②	609億 9,805万円
歳入歳出差引額①-②=③	52億 1,357万円
翌年度へ繰り越すべき財源④	6億 5,285万円
実質収支額③-④	45億 6,072万円



特別会計の内訳

会計区分	歳入決算額	歳出決算額	差引残高
国民健康保険	200億 6,361万円	200億 6,361万円	0円
下水道	40億 4,279万円	40億 4,279万円	0円
公共用地先行取得	5,414万円	5,414万円	0円
駐車場事業	2億 7,402万円	2億 7,402万円	0円
土地区画整理事業	13億 637万円	12億 1,523万円	9,114万円
農業集落排水事業	4億 6,768万円	4億 5,196万円	1,572万円
後期高齢者医療	16億 7,703万円	16億 3,921万円	3,782万円
合計	278億 8,564万円	277億 4,096万円	1億 4,468万円

市債残高の推移(一般会計+特別会計)



# 平成23年度決算健全化判断比率等の公表

## 健全な財政運営を行っています

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、平成23年度決算に係る健全化判断比率を算定しましたので、お知らせします。

本市の健全化判断比率は、左表のとおりで、早期健全化基準を超えている比率はありません。

	①実質赤字比率	②連結実質赤字比率	③実質公債費比率	④将来負担比率
平成23年度	-	-	8.0	16.7
平成22年度	-	-	8.6	31.4
平成21年度	-	-	8.7	51.9
早期健全化基準	11.47	16.47	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	30.00	35.0	

### 健全化判断比率等の概要

**①実質赤字比率 黒字**  
本市は一般会計のほか、7つの特別会計と水道事業会計があります。このうち普通会計に属する会計(一般会計と公共用地先行取得特別会計)における赤字の程度を比率にしたものが、実質赤字比率です。算定の結果、黒字となりましたので、比率としては「-」表記となります。

**②連結実質赤字比率 黒字**  
右下の図のように一般会計と特別会計と水道事業会計を加えた、市全体としての赤字の程度を比率にしたものが、連結実質赤字比率です。算定の結果、黒字となりましたので、同様に「-」表記となります。

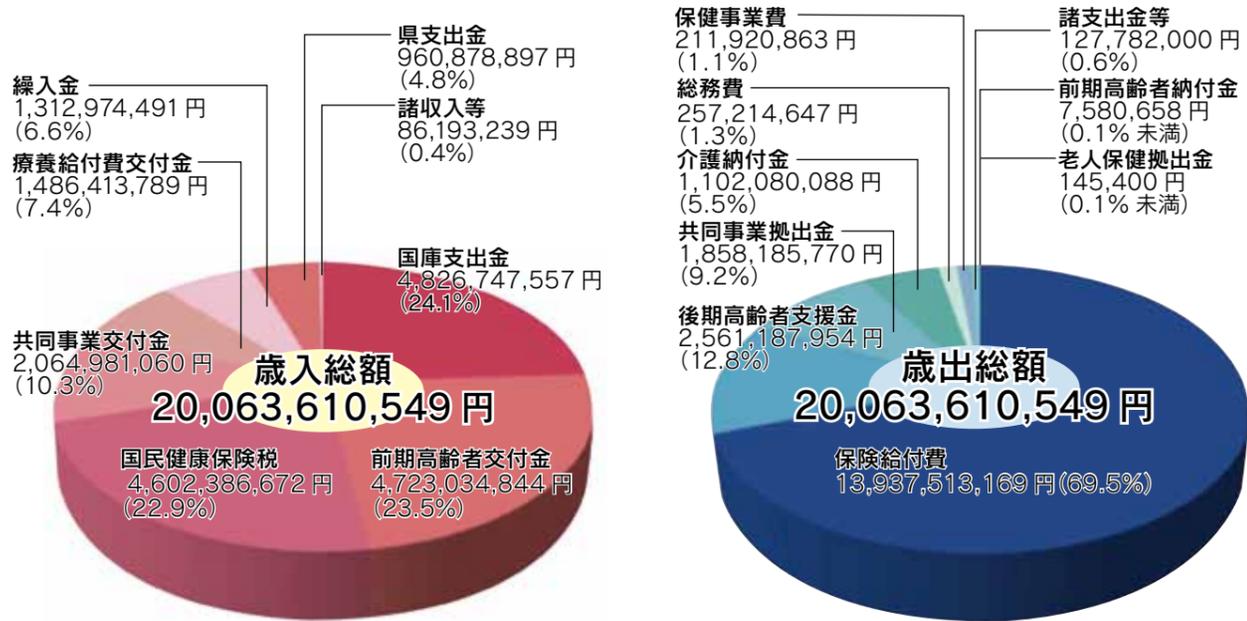
**③実質公債費比率 8.0%**  
一年間の収入のうち、借金の返済である公債費等の財政負担がどの程度あったのかを示す比率です。算定の結果は、16.7%でこの値も改善しています。これは、継続して市債の残高を減らしてきていること、また、公共施設の整備に要する経費に充てるための基金等を積み増したことが要因です。

**④将来負担比率 16.7%**  
市が将来負担する可能性のある費用が市の財政規模に対してどの程度あるのかを示す指標です。この数値が大きくなると、将来の財政を圧迫する可能性が高いということになります。算定の結果は、16.7%でこの値も改善しています。これは、継続して市債の残高を減らしてきていること、また、公共施設の整備に要する経費に充てるための基金等を積み増したことが要因です。

### ◆財政課 内線240

## 平成23年度国民健康保険特別会計決算

平成23年度国民健康保険特別会計決算の内容についてお知らせします。 ◆保険年金課 内線 276



項目	平成23年度決算額(円)	構成比(%)	対前年度増減率(%)
国民健康保険税	4,602,386,672	22.9	1.2
国庫支出金	4,826,747,557	24.1	8.1
療養給付費交付金	1,486,413,789	7.4	11.3
前期高齢者交付金	4,723,034,844	23.5	▲0.1
県支出金	960,878,897	4.8	4.0
共同事業交付金	2,064,981,060	10.3	17.2
繰入金	1,312,974,491	6.6	7.0
諸収入等	86,193,239	0.4	64.2
歳入合計	20,063,610,549	100.0	5.1

項目	平成23年度決算額(円)	構成比(%)	対前年度増減率(%)
総務費	257,214,647	1.3	▲4.2
保険給付費	13,937,513,169	69.5	5.7
後期高齢者支援金	2,561,187,954	12.8	8.8
前期高齢者納付金	7,580,658	0.0	87.1
老人保健拠出金	145,400	0.0	▲99.4
介護納付金	1,102,080,088	5.5	3.9
共同事業拠出金	1,858,185,770	9.2	▲2.9
保健事業費	211,920,863	1.1	9.7
諸支出金等	127,782,000	0.6	146.2
歳出合計	20,063,610,549	100.0	5.1

## 国民健康保険・後期高齢者医療制度からのお知らせ ～交通事故にあったら届出を～

交通事故など第三者(加害者)から傷害を受けた場合、その治療費は加害者が負担します。

しかし実際には、治療費が多額になることも考えられ、また加害者との示談が長引くこともありますので、いったん国民健康保険・後期高齢者医療制度を使って治療を受けられます。このように**交通事故など第三者(加害者)から受けた傷害の治療に国民健康保険・後期高齢者医療制度を使用する場合には、必ず届出をしてください。**国民健康保険・後期高齢者医療制度を使って治療を受けた場合、国民健康保険・後期高齢者医療制度が一時立替払いをした額はあとから加害者に請求します。なお、加害者が自動車任意保険に加入している場合には自動車保険会社に請求します。

### 届出に必要なもの

- ①第三者行為による被害届等
- ②ご加入の保険の被保険者証(国民健康保険被保険者証または後期高齢者医療被保険者証)
- ③印かん
- ④交通事故証明書(そろわないときは後日でも可)

### 国民健康保険・後期高齢者医療制度で治療を受けない場合

- ①飲酒運転、無免許運転による事故など自己の故意の犯罪行為による負傷の場合
- ②第三者(加害者)から治療費を受け取っている場合
- ③労災保険の対象となる場合

### 示談の前にご連絡を

**加害者と示談を結ぶ前に、必ずご連絡ください。**先に示談を結んでしまうと、示談の内容によっては、国民健康保険・後期高齢者医療制度で治療を受けられなくなる場合がありますので、ご注意ください。

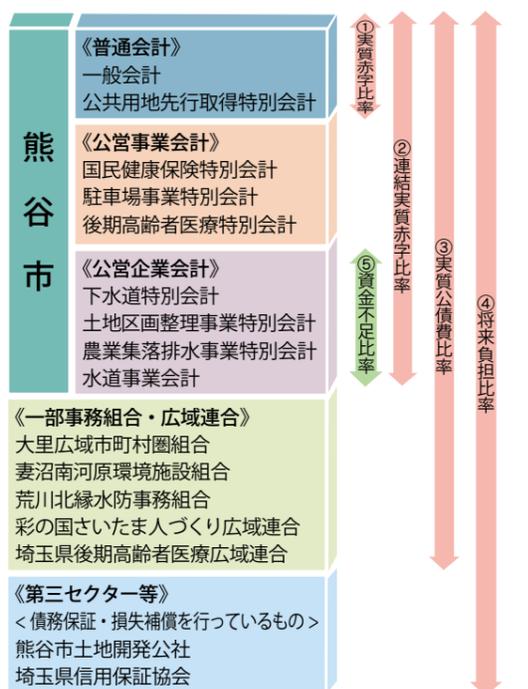
また、後遺症などの治療も対象になりますので、示談を結ぶときは、ご注意ください。

### ◆保険年金課

- 国民健康保険 内線279
- 後期高齢者医療 内線302
- ◆大里行政センター市民福祉課
- ◆妻沼行政センター市民環境課
- ◆江南行政センター市民福祉課



### 健全化判断比率の算定対象



### 熊谷市の資金不足比率(過去3年度分) (単位：%)

特別会計などの名称	平成23年度	平成22年度	平成21年度	経営健全化基準
下水道特別会計	資金不足なし			20.0
土地区画整理事業特別会計	資金不足なし			
農業集落排水事業特別会計	資金不足なし			
水道事業会計	資金不足なし			
公営企業会計に属する下水道、区画整理、農業集落排水の各特別会計と水道事業会計がそれぞれ対象です。全ての会計で資金不足がないため、比率なしとなっています。いずれの比率も基準内であり、今後も引き続き健全な財政運営を進めていきます。				

### 平成25年度市立放課後児童クラブの入室の受付

(新規・継続)

来年4月から、入室を希望する方の申込受付を実施します。  
**対象** 保護者が仕事などで日中不在になっている、主として小学校1～3年生までの児童  
**申込期間** 12月1日(土)～15日(土)(日曜日を除く。)  
**申込方法** 児童クラブ入室申込書、勤務証明書など申請に必要な書類をそろえて、入室希望児童クラブ(下表参照)へ保護者がお持ちください。(申込受付時に、聞き取りを行います。)  
 ※入室申込書、勤務証明書などの申請用紙は、各児童クラブ(土曜日も開室)、保育課にあります。  
 ※児童クラブの入室は、申込書類をもとに審査を行い決定します。審査結果は通知でお知らせします。  
 また、児童クラブの申込状況等により、お申込みいただいても入室できない場合がありますのでご了承ください。

◆保育課 ☎内線 296  
**市立放課後児童クラブ一覧表**

児童クラブ名	定員(人)	所在地	電話番号	受付時間
荒川児童クラブ(注)	40	荒川児童館内(河原町 2-173)	048-522-0802	9時～15時
石原児童クラブ(注)	40	石原児童館内(本石 1-10)	048-524-0601	
東児童クラブ(注)	40	東児童館内(銀座 4-9-6)	048-525-1928	
西児童クラブ(注)	40	西児童館内(新堀新田 576-1)	048-532-1841	
雀宮児童クラブ(注)	40	雀宮児童館内(上之 1305-1)	048-521-2673	
大幡児童クラブ(注)	40	大幡児童館内(代 597-4)	048-525-7710	
箱田児童クラブ(注)	40	箱田高齢者・児童ふれあいセンター内(中央 1-149)	048-521-8441	12月1日(土)・8日(土)・15日(土)のみ9時～15時
妻沼南児童クラブ	40	妻沼児童館内(弥藤吾 692-1)	048-589-1621	
新堀児童クラブ	40	新堀小学校内(新堀 182)	048-533-4562	
佐谷田児童クラブ	40	佐谷田小学校内(佐谷田 1030)	048-524-5361	
大麻生児童クラブ(注)	40	大麻生小学校内(大麻生 51)	048-531-3611	
第2大麻生児童クラブ(注)	40	大麻生小学校内(大麻生 48-5)	048-533-0300	
玉井児童クラブ(注)	60	玉井小学校内(高柳 116-1)	048-533-2875	12月1日(土)・8日(土)・15日(土)のみ9時～15時
第2玉井児童クラブ(注)	35	玉井小学校内(高柳 116-1)	048-531-2601	
別府児童クラブ	40	別府小学校内(西別府 29-1)	048-531-3615	
第2石原児童クラブ(注)	40	石原小学校内(石原 3-1-1)	048-522-6428	
第3石原児童クラブ(注)	35	石原小学校内(石原 3-1-1)	048-521-3701	
第2大幡児童クラブ(注)	55	大幡小学校内(代 681)	048-525-2219	
第3大幡児童クラブ(注)	30	大幡小学校内(代 681)	048-526-7744	12月1日(土)・8日(土)・15日(土)のみ9時～15時
南児童クラブ(注)	30	熊谷南小学校内(榎町 343)	048-521-1120	
籠原児童クラブ(注)	40	籠原小学校内(新堀 1143)	048-531-2412	
第2籠原児童クラブ(注)	40	籠原小学校内(新堀 1165-1)	048-532-8384	
第2東児童クラブ(注)	40	熊谷東小学校内(末広 3-4-1)	048-526-6325	
第2箱田児童クラブ(注)	40	熊谷西小学校内(中央 1-1)	048-526-2541	
成田児童クラブ(注)	40	成田小学校内(上之 2810)	048-521-0401	12月1日(土)・8日(土)・15日(土)のみ9時～15時
中条児童クラブ	30	中条小学校内(上中条 892-1)	048-524-3361	
奈良児童クラブ	30	奈良小学校内(下奈良 561-3)	048-525-6110	
大里さくら児童クラブ	60	吉見小学校内(箕輪 7)	0493-39-5570	
大里第2さくら児童クラブ	35	市田小学校内(小泉 243-1)	048-536-1591	
長井児童クラブ	60	長井小学校内(上根 358)	048-588-7974	
妻沼児童クラブ	70	妻沼小学校内(妻沼 1492-1)	048-589-3310	12月1日(土)・8日(土)・15日(土)のみ9時～15時
秦児童クラブ	30	秦小学校内(葛和田 831)	048-589-3521	
太田児童クラブ	35	太田小学校内(八木田 5)	048-589-0737	
江南北児童クラブ	40	江南北小学校外 東南側(成沢 62-1)	048-536-0510	
江南南児童クラブ	70	江南南小学校外 東側(須賀広 599-1)	048-536-0155	

(注)複数の児童クラブがある小学校区(熊谷東小、熊谷西小、石原小、大幡小、熊谷南小、籠原小、玉井小、成田小、大麻生小)では、人数調整等によりご希望に沿えないことがありますのであらかじめご了承ください。

## STOP! 滞納!

10月～12月は滞納整理強化期間です

市税は、より良いまちづくりのための大切な財源です。必ず納期限内に納めましょう。今月の納期は13ページをご覧ください。

市では、正しく納税されている大多数の市民の皆さんに不公平が生じないように、滞納整理を積極的に行います。◆納税課 ☎内線 259

**納期限を過ぎてしまうと**  
 延滞金がかかります  
 法律に定める延滞金を本来の税額と合わせて納めていただきます。



**督促状を送付します**  
 納期限後、おおむね20日間納税が確認できない場合には、税目ごとに督促状を発送し、未納をお知らせします。  
**納付の催告をします**  
 督促状の発送後、なおも納付が確認できない場合には、文書等により催告をします。  
**納税コールセンター**  
 市では電話による納付の呼びかけを行い、早期段階での滞納解消に努めています。

**滞納を続けるって?**  
 「滞納処分」といいますが、法律に基づき、所有する財産(不動産、預貯金、給与、動産等)を差し押さえ、金銭に換え、滞納となっている税金に充当します。  
**口座振替をご利用ください!**  
 市では「安全・便利・確実な口座振替」による納税をおすすめしています。納税課、各行政センター総務課窓口、および市内金融機関窓口で簡単にお申込みできます。

## 地域密着型 サービス事業者の公募

高齢者が要介護状態になっても、住み慣れた地域で生活が継続できるように、地域密着型サービスの整備を図るため、平成25年度に事業開始する事業者を公募します。

**公募するサービス**  
 ○定期巡回・随時対応型訪問介護看護  
 ○複合型サービス  
 ○小規模多機能型居宅介護  
 ※日常生活圏域ごとに整備枠を設けて公募しますので、必ずしも希望する地域に整備できるとは限りません。

**応募方法** 大里広域市町村圏組合ホームページを確認のうえ、左記に応募書類を提出してください。提出期間は、11月19日(月)から12月14日(金)までです。

◆大里広域市町村圏組合 介護保険課(曙町2-68)  
 ☎048-501-1330

## 地域・社会でいきなさい

青少年を見守り、励まし、必要な時は注意をし、有害な情報や犯罪から守りましょう。

子どもたちが健やかに成長するための基盤は家庭にあり、最も影響を与える重要な場です。家庭でのしつけやふれあい、話し合いや相談ができる信頼関係などを再確認しましょう。



甘い誘惑に惑わされず、将来を考え自分を大切にしましょう。社会のルールやマナーを守り、社会の一員としての責任を自ら果たしましょう。

## 家庭でいきなさい

子どもは、親や家族との愛情による「きずな」を基礎にして、人に対する基本的な信頼関係や倫理観、自立心を身につけていきます。

学校をはじめ、地域や社会など、すべての大人は、青少年が健全に成長する環境をつくる責任があります。

そして、当然青少年自身にも自分を大切にし、健全な社会人となる責任があります。

青少年は自分自身のために、家庭や地域は子どもたちみんなの健やかな成長のために、それぞれができることを考え、実行していきましょう。



## 青少年の皆さんへ

子どもを虐待から守るには、早期発見、早期対応が重要です。

「もしかしたら虐待かな?」と感じたら、迷わず下記までお知らせください(秘密は守ります)。

市では、「熊谷市要保護児童対策地域協議会」を設置し、地域の関係機関と連携しながら虐待などの要保護児童等に対する支援を行っています。

子育てに不安や悩みがあり、身近に話し相手がない場合は、市の家庭児童相談室でも話を聞くことができます。電話相談は下記へ。

## 第2回オレンジリボンコンサート

すべての子どもたちに笑顔を。地域の子どもを守るのは、大人の役割。

とき 11月23日(金・祝) 14時開演

ところ 立正大学アカデミックキューブ多目的ホール

内容 小林大輔氏(元フジテレビアナウンサー)の朗読&ゴスペルエルサレムコンサート  
 ※カラーセラピー等のカウンセリングコーナーもあります。  
 費用 無料  
 ※入場券が必要です。  
 ◆くまがやオレンジハートの会 ☎048-524-1146

## 11月は子ども・若者育成支援強調月間です

◆こども課 ☎内線 255

大人が変われば子どもも変わる! みんなで育てよう! 未来を担う子どもたち

## STOP! 児童虐待

気づくのはあなたと地域の心の目

11月は児童虐待防止推進月間です

地域の方々の暖かいまなざしと行動が、子どもたちを虐待から守ります。

**相談機関のお知らせ**  
 子どもあんしんダイヤル ☎048-527-2700  
 家庭児童相談室(こども課内) ☎048-521-4152  
 埼玉県熊谷児童相談所 ☎048-779-1154  
 児童相談所全国共通ダイヤル ☎0570-064-000  
 休日夜間緊急通報ダイヤル 虐待緊急通報先として、県で専用電話を設置しています。  
 開設日 月～金曜日18時15分～翌日8時30分と土・日曜日、祝日  
 ◆こども課 ☎内線 255



市では平成25年3月に、家庭ごみの出し方や市の年間行事、予防接種に関するお知らせ等を掲載した平成25年度版「熊谷市くらしのカレンダー」を発行します。

カレンダーに掲載する作品を募集しますので、ぜひ、自慢の作品をお寄せください。

**応募資格** どなたでも応募できます。  
**対象作品** 写真および絵画等(切絵・ちぎり絵等可)  
※自作作品で、熊谷市を題材としたもの、または熊谷市にゆかりのもの(未発表のものに限ります。)

**作品規格**

	電子データで応募する場合	郵送または持参で応募する場合
<b>写真</b>	2048×1536ピクセル程度(300万画素相当)のサイズ	キャビネ版または2L版
<b>絵画等</b>	各自で撮影またはスキャンし、2048×1536ピクセル程度(300万画素相当)のサイズ	各自で撮影またはスキャンし、キャビネ版または2L版

※縦、横どちらの作品でも応募できます。  
※写真に人物が撮影されている場合には、事前に写っている方の了承を得てください。  
※絵画等で採用された場合は、改めて広報広聴課が撮影する場合があります。

**応募方法** 下記の必要事項を明記し、応募してください。

- 必要事項**
- ①題名 ②掲載を希望する月
  - ③題材の場所、熊谷市とのゆかり等
  - ④住所 ⑤氏名 ⑥年齢 ⑦性別 ⑧電話番号

**電子データで応募する場合**  
メール本文に必要事項を明記し、作品データを電子メールに添付して下記アドレスまで送付してください。(複数の作品を送付する場合は、作品ごとの①～③がわかるようにしてください。)

**郵送または持参で応募する場合**  
作品の裏面に必要事項を明記し、下記まで直接持参するか郵送してください。なお、応募作品は原則として返却しません。

**応募期限** 12月3日(月)  
**審査** 市で行います。表紙に掲載する作品も、応募作品の中から選定します。  
※採用作品は、題名、題材の場所等のほか、作者名を掲載します。謝礼はありません。

◆広報広聴課 ☎内線 206  
〒360-8601 宮町2-47-1  
Eメール kohokocho@city.kumagaya.lg.jp

登録が必要ですか？  
次の手続きに従って登録してください。

**熊谷市かせ予防指標**

コンコン指数	かせ予防ランク	指標
90以上	厳重警戒	5
60以上	警戒	4
30以上	注意	3
1以上	油断大敵	2
0	ほぼ安全	1

携帯電話へのメール通知をご希望の方は、登録が必須です。「熱中症予防情報メール」の登録が済んでいる方は、改めて登録する必要はありません。

◆健康づくり課  
☎048-5288-0601

**どんなメールが通知されるの？**

熊谷市のかせ予防指標

①「かせ予防情報メール」  
○前日夕方・翌日の予報  
○当日朝・当日の予報

「あつぱれ・なるほど・熱中症予防事業」  
1月がかりかせ予防情報のメール配信の切り替わりです！

登録は無料です。メールの受信などに係る通信料やパケット料は、登録する方の負担になります。

①携帯電話で下記のアドレスを入力するか、左記のコードを読み取り、携帯ホームページへアクセスしてください。

②ホームページの「メール通知サービス」をご覧ください。登録用メールアドレスに空のメール(件名や本文のないメール)を送信します。

③「熱中症・かせ予防メール」の登録のメールが送信されます。

④メール登録用URLへアクセスし、案内に従って登録します。迷惑メール防止機能をお使いの方は、登録前に、kumagaya@bmcc1.jwa.or.jp、ykumagaya-wbgt@sol.metro.jwa.or.jp、アドレスからのメールが受信できるように設定をご確認ください。

①携帯電話で下記のアドレスを入力するか、左記のコードを読み取り、携帯ホームページへアクセスしてください。

②ホームページの「メール通知サービス」をご覧ください。登録用メールアドレスに空のメール(件名や本文のないメール)を送信します。

③「熱中症・かせ予防メール」の登録のメールが送信されます。

④メール登録用URLへアクセスし、案内に従って登録します。迷惑メール防止機能をお使いの方は、登録前に、kumagaya@bmcc1.jwa.or.jp、ykumagaya-wbgt@sol.metro.jwa.or.jp、アドレスからのメールが受信できるように設定をご確認ください。

http://wbgt-jwa.on.arena.ne.jp/kumagaya-mob/

### 高齢者等のインフルエンザ予防接種のご案内

市では、インフルエンザの発病や重症化を防止するため、高齢者等を対象にインフルエンザ予防接種を行います。なお、予防接種は義務ではありません。本人が希望する場合にのみ接種しましょう。

**予防接種の受け方**

**接種対象者** ①接種期間内の接種日において65歳以上の市民で、接種を希望する方  
②接種期間内の接種日において60歳以上65歳未満で、心臓、腎臓または呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する市民およびヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する市民で、接種を希望する方

**接種期間** 12月末(各医療機関の診療日未日)まで  
※県内他市町村で接種する方は12月25日(火)まで

**実施医療機関** 市報10月号4ページをご覧ください。

**接種方法** 個別接種(実施医療機関に、直接予約してください。接種当日は健康保険証をご持参ください。)

※慢性疾患等があり、かかりつけ医が県内他市町村にある場合「埼玉県住所外インフルエンザ予防接種相互乗り入れ接種協力医」であれば接種することもできます。かかりつけ医または下記にお問合せください。

**接種費用** 1,000円(生活保護法の被保護世帯で、前記対象者に該当する方は無料です。接種当日に〈受給者証〉をご持参ください。)

**接種回数** 接種期間内に1回

**副反応** 注射の跡の発赤、腫れ、痛み、全身反応として発熱、悪寒、頭痛、倦怠感などが起こることがありますが、通常2～3日中に消失します。ごくまれに接種後数日から2週間以内に発熱、頭痛、けいれん、運動障害、意識障害、また、ショックやじんましん、呼吸困難などが現れることがあります。  
※ワクチンの用意があるため、必ず予約をしてください。予診票は、各医療機関にあります。

◆母子健康センター ☎048-525-2722

**未支給年金の手続きに必要なもの**

①死亡した受給者の年金証書  
②死亡した受給者と請求者の関係を明らかにする戸籍謄本  
③生計を同じくしていることを証明する書類(住民票が同一世帯の方は住民票で可)  
④請求者の預金通帳  
⑤請求者の印鑑等

◆各行政センター1年金担当課  
◆熊谷年金事務所 ☎048-522-5132

**年金受給者が亡くなったとき**

年金を受ける権利は、本人が死亡するとなくなります。年金受給者が亡くなるとなるときは「年金受給者死亡届」の提出が必要です。(日本年金機構に住民票コードが収録されている方は、届出を省略できます。)

また、亡くなったときにまだ受け取っていない年金や、亡くなった日より後に振込みされた年金のうち、亡くなった月分までの年金は、受給者と生計を同じくしていた遺族の方からの請求によって、未支給年金として受け取れます。請求できる遺族の範囲・順位は、死亡当時、その方と生計を同じくしていた、配偶者・子・父母・孫・祖父母・兄弟姉妹です。

請求先は、最寄りの年金事務所です。亡くなった方が老齢厚生年金の受給者の場合にはその配偶者の方等は、遺族厚生年金が受給できることもあります。詳しくは、熊谷年金事務所へお問合せください。

**明日へチャレンジ！地域の元気からあなたと市長のハートフル・ミーティング**

市長が市内各所に伺い、市民の皆さんのご意見やアイデア等をいただき、今後の市政に反映させるための懇談会です。皆さんのご参加をお待ちしています。

第15回	
<b>対象</b>	主に吉岡小学校区
<b>とき</b>	11月24日(土) 9:30～11:30
<b>ところ</b>	吉岡公民館
<b>テーマ(1)</b>	地域性を考慮した自主防災対策の推進について
<b>テーマ(2)</b>	安全、安心(防犯・交通事故等)な地域づくりについて

**対象** 主に、その小学校区に在住・在勤・在学の方、または学区内保育所、幼稚園、児童館等利用者の保護者の方

**定員** 40人程度

**手話通訳** 申込みの際にお申し出ください。

**申込み** 電話またはFAX、Eメールに住所・氏名・電話番号を明記し、開催1週間前までに下記へ。  
◆政策調査課 ☎内線368 ☎048-525-9222  
Eメール seisakuchosa@city.kumagaya.lg.jp